

宮脇様

すっかり春らしくなってまいりました。 いつも医療訴訟問題ではお世話になっております。

私ごとですが、私が提訴しておりました医療裁判は昨日和解成立しました。 1300万円の和解金額です。

自分なりに納得して和解できたと思っております。

和解成立後裁判所内におられる記者の方達に弁護士さん方と会いに行き自分の件を説明してきました。 何社かの新聞社の記者がおられましたが、朝日新聞がとりあげてくれました。 4月26日の朝日新聞西部版に掲載されましたので添付させていただきます。 また、医療事故にあった患者が、どんなに理不尽な目にあっているかを記者の方々に話しました。

後遺症が残った患者は無過失補償制度がないので(産科はありますが・・。しかし産科の三千万も少ない金額だと思います)被害にあった患者は、自分で治療費を払わなければならない点は問題ではないかと記者の方に話しました。

安易に無過失補償制度を作っても それがあるから訴訟にならないだろうと思って医師が安易な医療をしても困りますし、その点は用心しないといけないかもしれません・・・。 日本はこのように医療安全のための制度がとても遅れていると思います。

裁判が終わり、裁判中という中途半端な状態から開放されほっとしています。

医療事故が起こった当時、病院の医師からさんざん軽く扱われ、クレーマーのような扱いをされてきましたが、裁判官から「100%とは言えないかもしれないが、7割8割は病院の責任だと思いますよ」と言われた時は、とても嬉しかったです。

病院にカルテを開示請求してわかったのですが、私はクレーマーとして記載されておりました。

医師は患者のことをなめているのです。 『合併症だからやむを得ない』、『医療を理解してもらわないと我々は医療が出来なくなる』などと医療者から言い続けられ、被害を受けた自分が、ただ耐えなければならないことは、どうしても承服できませんでした。

医療被害にあった上に、医療被害を治すための治療費を被害者が払う事態に対して『私は医師から虫けらのような存在に扱われている・・・』という感情を持っておりました。 『こんな医療事故をおこしながら、医師は踏ん反りかえることができるなんて間違っている』と思っておりました。

今年の年明けに、裁判官から「和解をしてはどうか」という話をされました。 3月には裁判所からの和解勧告もありました。 昨年末争点整理が終わり、年明けてからは人証が始まると思っていました。 被告病院側は主治医を人証として出すようにしてきました。 私は主治医に対しては、もっと勉強して、自分が受けたような無謀ないい加減な手術をしてほしくなかったという気持ちがありました。 また、外科手術は外科医師3人でしているわけですから、もっと協力して良い手術ができなかつたのだろうかとも疑問に思っていました。 私としては、手術後、主治医の上司の医師が率先して私に手術内容などを説明していましたし、自分が責任者と言っていました、その上司の医師を人証として裁判所に呼びたいと思いました。 術後の上司の説明とこちらが後で開示してもらったDVDの腹腔腔下手術内容は違っており、その上司に、どうして実際と違う手術内容説明をしたのか聞きたいと思いました。 誤魔化されたと思った怒りが、訴訟を決意したはじまりです。 私はDVDを何回も見て、素人勉強ですが、どんな手術をされたか理解できました。 今はネット時代ですから、素人でも証拠があれば、医学のことも理解できる時代になっているような気がします。

話は戻りますが、私は人証として上司の医師を喚問に呼びたかったのですが 被告側弁護士はどうしてもそのことを阻止しようとしました。 押し問答のような状況になったのですが、そのとき原告側弁護士が「主治医の人証で納得できないときは、上司の医師を人証する幅を残していくください」と裁判官に言ってくれました。 私はやはり、病院の上層部の人は守られているのだと思いました。 しかし、数秒ぐらいたってからだったでしょうか、今まで双方の話を黙って聞いておられた裁判官(長)が、「被告、原告別々に話があります」と言われました。 そして急展開して、裁判官は和解の話をされました。 人証もしていないのに、突然の和解の話でした。 そのときに『7割8割は病院の有責と思う』と裁判官が言われました。 その言葉で、私は憑きものが落ちるよう心が軽くなりました。 はじめは「1000万円前後での和解でどうですか」と裁判官は言われていました。 私は『1300万円希望します』という自分の請求を心情等とともに、依頼した弁護士さんに書いていただいて裁判所に提出しました。 すると、その金額を裁判所は認めてくださいました。

裁判中、医療過誤原告の会、原告側弁護士のお力で、自分の精神をなんとか持ちこたえてきましたが、医療被害者の孤独は深いものがありました。 金銭的にも大変で、背水の陣でした。 どうして自分がこんな目にあわないといけないのかと思ってばかりいました。

金額的には私が勝ったと思われない方もおられるかもしれません、私は一矢を報いることはできたと思っています。 自分の気持ちとしては『病院には負けなかった』と思っております。 後遺障害の場合、金額が高いのか安いのかは 神のみぞ知ると

しか言えないと思っております。しかし、『原告は治療を強いられて現実に治療をしている』と裁判官は言ってくださり嬉しく思いました。また、和解勧告の内容を読みますと、裁判官が提訴内容を丁寧に読んで下さっていることを感じました。このことも、判決でなくとも和解に応じようと思った理由です。和解に応じず、判決まで進むと、人証、鑑定に進む可能性があり、さらに金銭的にも時間的にも大変になるし、たとえ一審で勝ったとしても、相手側から控訴される可能性もあると思いました。

まず、鑑定に進むと鑑定医が医者を庇う可能性があるので、鑑定には持っていきたくないと思っていました。このことも和解に応じようと思った理由です。提訴から二年弱で、早期解決してよかったです。正直、裁判をするということは大変で、精神衛生に悪いです。しかし、司法の場で闘うしか被害者は方法がありません。

今、理研の問題が持ち上がり、『調査委員会』という言葉がクローズアップされています。

調査する立場の調査委員長も不正をしていましたから、調査委員会の有り様が問われている時代だともいえると思います。また、私の裁判を通してしか言えませんが、法律家である裁判官や原告側の弁護士が医学を高速回転で理解してくださっていると感じたことは医療訴訟をして良かったと思った点でした。私の場合は腹腔鏡下の手術DVDを開示してもらっていましたので、手技の悪い点などを指摘することができました。DVDを開示できたことは私にとって有利なことでした。

また、手術内容に疑問をもち、術後何回も質問にいきましたが、最終的に医師は私と面会しなくなりました。

被告側弁護士が表に出てきて、質問があるなら紙に書いて当弁護士経由で質問するようにとのことでしたが、裁判ではその紙上でのやりとりを証拠として提出することもできました。病院側は患者が訴訟を現実におこすとは思わず、患者を甘く見ていたのだろうと思います。この点は、被告側弁護士も同様だったように感じます。

裁判は証拠が大事だと思いますから、これから時代、手術は撮影されることが必要だと思います。

手術を撮影する病院には診療費として加算するなどの法案がほしいと思います。

医療はリスクと隣合わせですし、外科医は撮影されても手術が出来るぐらいの根性のある方になっていただきたいと思います。漠然と憧れて外科医になるのではなく、技術が伴わない人は外科医になれないぐらいの制度があつてもいいと思います。

そのかわり、外科医にはそれなりの給料面の待遇はあってもいいのではないかでしょうか。

今の日本の医療界の多くは自浄作用できないと思いますから、法律的にも規制する必要があると思います。

理研問題にしても、調査委員長が小保方氏と同じようなことをしていますから漫画です。

これが日本一の研究所と言われているのですから、厚労省はもっとと調査を徹底させるべきです。

第三者医療事故調査委員会も、調査委員会が理研のようであつては困るので、その点は理研問題を反省材料として徹底した調査委員会を創設できるように厚労省も協力してほしいものです。

調査委員会が公正であるためには、不正な調査をした場合は罰則を設けるしかないような気がします。

性善説を信じたいのですが、こういう国の上層部の責任を考える場合、人間を性悪説として考えたほうが国民の為になるというのは現実を見ると明らかです。

和解成立で一応私の裁判は終わりました。

今、医療事故にあってから5年半以上たち、提訴してから1年9か月で和解成立となり、やっと前に進む気持ちがでてきました。

今の日本の医療の現状だと、医療被害にあう可能性は高いような気がします。

司法は、以前に比べると、医療被害者に対する理解は進んでいるように感じました。

解決への時間が短縮されているように思いますし、裁判官や弁護士の医学の知識を吸収する力も凄いと感じました。

しかし、裁判の時間が短縮されているということは、スタート時点で証拠を原告が揃える必要があります。

私の場合、人証もなく、鑑定医にも頼らず、裁判官が争点整理の中で裁判官の判断で結論を見つけて下さったと思っています。

証拠保全もせず、人証も鑑定もなく、和解成立まで漕ぎ着けたことは、自己満足かもしれませんのが良かったと思っています。

裁判官が鑑定によらず、医学内容を判断してくださったことは、医師が『医学は医師しかわからないのだ』とあぐらをかくことを反省することになると考えるからです。

家族もほっとしたと言ってくれました。医療裁判は難しいと言われているので、家族も心配していたようですが、提訴しないと本人の気がすまないのだろうと理解してくれていたようです。

これからは、自分も治療をしながら、医療被害にあわれて困ってあるかたの微力なお力になればと思っております。

今後とも、よろしくお願ひ致します。

平成26年4月26日

【福岡・50代女性】